

2019年12月19日

各位

東京都港区西麻布二丁目23番7号
リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社
代表取締役社長 パスカル・センコフ

株式売渡請求の承認に係る公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条第1項に規定する特別支配株主であるリーバイ・ストラウス・アンド・カンパニー（以下「Levi Strauss & Co.」といいます。）から、2019年12月11日付で、同法第179条の3第1項の規定に基づき、当社の株主の全員（ただし、Levi Strauss & Co.及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社普通株式の全て（以下「本売渡株式」といいます。）をLevi Strauss & Co.に売り渡す旨の請求（以下「本売渡請求」といいます。）の通知を受け、同日開催の当社取締役会において、本売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161項第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、下記の通り公告いたします。

記

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所

名称：リーバイ・ストラウス・アンド・カンパニー

(Levi Strauss & Co.)

住所：アメリカ合衆国、デラウェア州、ニューキャッスル郡、ウィルミントン、リトル・フォールス・ドライブ251

251 Little Falls Drive, Wilmington, Delaware, New Castle County, United States of America

(同所は登録上の本店所在地であり、実際の事業運営は、アメリカ合衆国カリフォルニア州にある本社で行っています。)

2. 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

3. 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

Levi Strauss & Co. は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式1株につき1,570円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

2020年1月9日

6. その他の本売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本売渡対価について当社の本社所在地にて当社が指定した方法により（Levi Strauss & Co. が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以上